

永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように公布する。

令和4年9月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

#### 永平寺町規則第18号

永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年永平寺町規則第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第18号中「出産後8週間」を「出産の日以後1年」に改める。

(永平寺町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 永平寺町職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成20年永平寺町規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「永平寺町職員の育児休業等に関する条例」の次に「(平成18年永平寺町条例第34号。以下「条例」という。)」を加える。

第3条の2の見出し及び同条第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 条例第2条の3第3号に規定する町長が定める特別の事情に該当した場合

第3条の2第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「同項」を「同項第1号及び第2号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「1歳6か月に達する日」との次に「、同項第3号中「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の4」と」を加える。

第4条第1項中「一月」を「1月(次に掲げる場合は、2週間)」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求

に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合  
第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して  
育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条  
第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求す  
る場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休  
業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている  
育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとな  
るものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条を削る。

第7条第2項中「(様式第3号)」を「(様式第2号)」に改め、同条第3項中「第2条  
第2項」を「第4条第2項本文」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第2号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条を第  
8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第9条 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式第3号のとおりとす  
る。

第10条第2項中「第2条第2項」を「第4条第2項本文」に改め、同条第3項中「第  
5条」を「前条」に改める。

第12条第2項中「第2条第2項」を「第4条第2項本文」に改める。

第13条中「第5条」を「第9条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号中「(第 7 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 2 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

(永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年永平寺町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。